

第3章 施策の方向

(調 整 中)

【具体的な取組】

①妊娠期からの切れ目ない支援

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
93	妊婦健康診査	妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対し妊婦健康診査・超音波検査・子宮頸がん検診の公費助成を実施します。また、産婦に対し、母体の回復や授乳状況の把握を行う産婦検診の公費負担を推進します。	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課
94	育児支援ヘルパー事業	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。 ※ひとり親家庭は要件が異なります。	子ども家庭支援センター
95	入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。	子育て支援課
28	こんにちは赤ちゃん事業	【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所
96	としま子育て応援パートナー事業	特に支援を必要とする妊婦及びその家族について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
新規	97 ゆりかご・としま事業	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズを配布します。	健康推進課 長崎健康相談所
新規	98 母子手帳アプリ母子モ	妊娠・成長記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、面接の予約や検診のデジタル化を推進します。	健康推進課 長崎健康相談所 保健予防課

②子どもの健康確保のための取組

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
99	乳幼児健康診査	乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4 か月児、6～7 か月児、9～10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4 か月児及び3 歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	①乳児（3～4 か月児）健診受診率 ②3歳児健診受診率	①96.7% ②92.9%	①97.0% ②95.0%

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
100	乳幼児歯科衛生相談事業	乳幼児をむし歯から守るために、1 歳児、2 歳児、2 歳 6 か月、3 歳 6 か月から 4 歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置（フッ化物塗布）を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所

(調 整 中)

101	予防接種事業	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。	保健予防課
102	先天性風しん症候群予防対策事業	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR（麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン）または風しん予防接種費用の全額助成を行います。	保健予防課
103	子どもの医療費助成事業	中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。	子育て支援課
104	休日診療事業	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。	地域保健課
105	平日準夜間小児初期救急診療事業	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもの対象に、平日の準夜間（午後8時～11時）に週5日間、小児初期救急診療を実施します。	地域保健課
106	こどものぜん息水泳教室	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。	地域保健課
107	子どものための禁煙外来治療費助成事業	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する者並びに20歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。	地域保健課
108	離乳食講習会	生後5か月以降に開始する離乳食のすすめ方について、口の機能の発達に合わせた調理のポイントや実演を交えた講習会を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所

新規

取組の方向性**(2) 子育て家庭への支援****【現状と課題】**

子育てを巡る環境は大きく変化しています。アンケート調査でも、父親と母親がともに何らかの形で働いている共働き世帯は非常に多いことが示されています。

核家族化や共働き世帯の増加により、育児の負担が大きいと感じる家庭が増えてきています。様々な支援機関が連携しながら、家庭や子どもの状況に応じた働きかけや支援を行っていくことが重要です。

また、アンケート調査の結果からは、保護者の回答者のうちの約半分以上が、地域の方々から子育てに関して何らかのサポートが欲しいと感じていることがわかりました。

全ての家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭同士のコミュニティ形成のサポートや、子育て家庭を見守り、支えていく地域・コミュニティづくりが求められています。

【方向性】

必要な家庭に支援が行き届くよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、家庭教育の推進により育児の担い手を増やしていきます。

また、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して相談支援を実施することで、全ての家庭が安心して子育てできるよう努めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合	令和 5 年度	就学前 67.9%	↗
育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した保護者の割合 (%)	令和 5 年度	就学前 18.9%	↘
子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合 (%)	令和 5 年度	・小学生保護者 71.8% ・中高生保護者 65.8%	↗
過去 1 年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合 (%)	令和 5 年度	・小学生保護者 3.7% ・中高生保護者 9.0%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子育て支援サービスの充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
87 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】		親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中	調整中

事業名		事業目標	事業内容	
109 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設		地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	地域区民ひろば課	延べ利用者数	149,051人	222,500人

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
110 子どもショートステイ事業	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います。		子ども家庭支援センター
111 ファミリー・サポート・センター事業	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方（利用会員）と子育ての援助ができる方（有償ボランティアの援助会員）からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを支援します。		子育て支援課
112 子育てひろば事業補助	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。		保育課
89 マイほいくえん事業	【再掲】		保育課
113 産後ケア事業	おおむね産後4か月未満の、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。		健康推進課 長崎健康相談所
114 妊婦のための支援給付事業	妊娠期の経済的負担軽減のため、支援給付を実施します。あわせて妊婦等に対する相談支援を行います。		健康推進課
新規 31 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	【再掲】		子育て支援課
88 子育て支援総合相談事業	【再掲】		子育て支援課
94 育児支援ヘルパー事業	【再掲】		子ども家庭支援センター

第3章 施策の方向

(調 整 中)

②家庭教育支援

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
115 母親学級、パパママ準備教室	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。	健康推進課 長崎健康相談所	
116 母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間（NPO）との共催も視野に入れた講座なども行います。	子ども家庭支援センター	
117 父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。	子ども家庭支援センター	
118 親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。	子ども家庭支援センター	
119 保護者向け就学前教育に関する啓発	保幼小中連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。	庶務課（教育施策推進担当課長）	
120 家庭教育推進事業	区立小中学校 PTA 及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援し、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。	庶務課	

新規

③相談支援

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
87 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。		
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）	
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中	調整中

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
29 子育て訪問相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター	
88 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課	
89 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課	
90 乳幼児健全育成相談事業	【再掲】	保育課	

(調 整 中)

④生活困窮家庭への支援

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
121 生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）		地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	子育て世帯を対象に、保護者へは就労体験や各種助成制度の紹介など、困窮課題解決のための支援、お子さんへは区内の無料学習支援活動を行う団体等のご紹介をします。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	福祉総務課	①支援者数 ②無料学習団体数 （とこネット登録団体数）	①19人 ②15団体 19教室	①30人 ②19団体 23教室

計画事業

事業名	事業内容	担当課
122 家計改善支援事業	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	福祉総務課
123 学力向上・進学支援プログラム	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	生活福祉課 西部生活福祉課
124 被保護者自立促進事業	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	生活福祉課 西部生活福祉課
125 奨学基金援護事業	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	西部生活福祉課 子育て支援課
126 就学援助費支給	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	学務課
127 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	福祉総務課
128 被保護者次世代育成支援事業	原則として小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。	生活福祉課 整備生活福祉課

新規

⑤ひとり親家庭への支援

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
129 ひとり親家庭支援センター事業		ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子育て支援課	相談件数	7,224件	8,000件

第3章 施策の方向

(調 整 中)

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
130 養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	子育て支援課
131 母子及び父子福祉資金	20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課
132 母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	子育て支援課
133 ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	子育て支援課
134 福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅課
23 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】	子育て支援課
30 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	【再掲】	子育て支援課
43 母子生活支援施設	【再掲】	子育て支援課

(調 整 中)

<目標Ⅳ> 子どもの充実した学びや体験を後押し**取組の方向性****(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実****【現状と課題】**

保育需要は、乳幼児人口の増加や女性の就業率の上昇、幼児教育・保育の無償化の影響等により、今後も増加が見込まれます。アンケートでは、就学前児童の母親の約7割が就労しており、前回調査と比べてフルタイムが16.4%増加しています。

待機児童数はこの5年間で大幅に減少し、地域や年齢によっては定員に空きが生じている状況も見られますが、今後も保護者のニーズを適切に把握し、受入枠が不足している地域への施設整備が必要です。

一方で、急増した新設保育施設の中には、園庭がない、経験年数の浅い職員が多いなどの課題を抱える施設もあり、提供されるサービスの質の向上が求められています。

また、学童クラブの利用児童数も増加を続けていますが、小学校施設を活用しているため、利用希望者数に対応したスペースの確保が課題となっています。

【方向性】

多様化する働き方とそれに伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼児教育、保育施設の整備を進めていきます。

施設整備と並行して、豊島区内の全ての幼児教育施設が、一定程度同じレベルの質の高い保育を実践していけるよう、区内全体の保育の質向上に取り組みます。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

「放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる取組を推進します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 52.7%	↗
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課作成資料

第3章 施策の方向

(調 整 中)

【具体的な取組】

①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
135 私立保育所施設整備助成		待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	保育課	私立保育園の受入定員	5,055人	調整中

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
136 通常保育事業	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	保育課
137 家庭的保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。	保育課
138 小規模保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。	保育課
139 居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。	保育課
140 認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	保育課
141 延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。	保育課
142 一時保育事業	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。	子ども家庭支援センター 保育課
143 病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	保育課
144 訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	保育課
145 休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	保育課
146 短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。	保育課
147 認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	保育課
148 保育コンシェルジュの配置	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	保育課
149 学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	放課後対策課
150 区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。	庶務課（教育施策推進担当課長）

(調 整 中)

151	私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり（幼稚園型）」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	保育課
152	私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保育課
153	幼児教育センター機能の整備 新規	区内の幼児教育の支援拠点となる「幼児教育センター機能」を整備し、各幼児教育施設へアプローチカリキュラム（就学前5歳児指導計画）に基づく研修の実施などにより、公立、私立幼稚園、保育園など施設の種別を問わず、一体的に幼児教育の質の底上げを図っていきます。	庶務課
154	こどもつながる定期預かり事業 新規	保育所等に通っていない未就学児を週1回定期的に預かり、子ども同士に触れ合いや保育師との育児相談の機会を創出します。	保育課

②幼児教育・保育の質の向上

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
155 子ども研修		子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,395人	1,800人

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
156 保育指導事業	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。		保育課
157 保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。		保育課
158 保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。		保育課
159 私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。		保育課
160 保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。		保育課
161 地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。		保育課
162 保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。		保育課
163 保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。		保育課

第3章 施策の方向

(調 整 中)

③幼稚園・保育所と小学校の連携

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
164 保幼小連携推進プログラムの作成	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。	保育課 庶務課（教育施策推進担当課長） 指導課
165 保幼小連絡会（仮称）の設置	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。	庶務課（教育施策推進担当課長）
5 保育の質向上事業	【再掲】	保育課

(調 整 中)

取組の方向性**(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備****【現状と課題】**

子どもが成長し、社会に出ていくうえで、学校は多くの機会を与えてくれます。アンケートの結果では、小学生・中高生の約8割から9割が、学校が「とても楽しい」、「楽しい」と回答しており、学校が子どもの生活にとって重要な場所として認識されていることがうかがえます。その一方で、4割から5割の子どもが学校に行きたくないと思ったことがあると回答しています。また、1割から2割がいじめの現場を経験しているなど、学校での生活において、何らかの悩みや問題に直面したことがある子どもが少なくないことも明らかになりました。

また、小学生の約7割、中高生の約6割が、学校でおとなが子どもの意見を聞いてくれている、学校教職員の約7割が子どもの思いや考えを取り入れていると答えています。

子どもが学校で意見を言うのは、小学生・中高生ともに「授業」が最も多く、次いで「ホームルーム」「クラブ活動」「学校行事」となっています。一方で、意見を言えていない子どもが約1割いました。

学校が子どもにとって安心して通い、学ぶことができる場所であるためには、子ども自身が、自らの権利について理解すると同時に、他者も自分同様の権利を持っていることを理解することが重要です。

【方向性】

子ども自身が自分の持つ権利を理解し、お互いにその権利を尊重できるような取組を進めていきます。学校生活の中で子どもの主体的な活動を支援し、学校における子どもの意見表明を促進していきます。

また、子どもが豊かな自己や表現力を育むために、学びやスポーツ、文化などの多様な活動や体験の機会の提供に努めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度	・小学生 64.8% ・中高生 55.0%	↗
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 8.0% ・中高生 4.9%	↘
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度	・小学生 63.9% ・中高生 69.1%	↗
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いている回答した小中学校教職員の割合	令和5年度	・小学校教職員 89.1% ・中学校教職員 94.3%	→

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子どもの権利に関する学びの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数①子ども若者課 ②指導課	①8校 ②5校	①22校 ②毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
166	人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	指導課
167	道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。	指導課

②意見表明・反映と社会参画の支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
168	子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
		活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。
担当課	指導課			

③学校における体験機会の提供

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
169	伝統・文化の継承	日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸風づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。	指導課
170	次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	指導課

(調 整 中)

取組の方向性**(3) 子どもに関わる人への支援****【現状と課題】**

「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設における職員の役割を規定していますが、職員の条例の理解度は十分とは言えず、アンケートでは、条例を知らない割合が6.6%、聞いたことはあるが内容はよくわからない割合が23.5%でした。

その一方で、職場で子どもの権利を学ぶ機会がないと回答した区施設職員の割合が36.4%となりました。

子ども・若者が成長していくためには、遊び場や勉強するための場所といった、場所や機会を提供するだけでは十分とは言えません。そういった場所で子ども・若者をサポートする様々な人の存在が必要です。

また、平成29年11月に実施した地域で子どもを支援する団体やNPOを対象としたアンケート調査から、豊島区の子ども・若者向けの施設等では、支援者不足や支援の質の向上が課題となっていることも指摘されています。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、そういった人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

【方向性】

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度	- 区施設職員 77.0% - 地域団体等 57.3%	↗
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度	- 区施設職員 42.4% - 地域団体等 66.8%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子どもに関わる人への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】		子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①10回 ②3回 ③1回	①10回 ②7回 ③3回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
155 子ども研修	【再掲】	子ども若者課
158 保育の質向上のための研修委託事業	【再掲】	保育課

(調 整 中)

②子どもに関わる人のための環境整備

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
171 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	指導課	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①研修2回、相談41日 ②30校 ③2校に配置	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③区立中学校4校に配置

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
33	スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター
71	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】	学務課